



一般財団法人 日本海事協会

GHG Ref. No.: 102G

## 検証声明書

### 飯野海運株式会社 本社及び連結事業場

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、飯野海運株式会社(本社所在地:東京都千代田区内幸町二丁目1番1号飯野ビルディング、以下「申請者」という)からの申請に基づき、2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の直接排出量及びエネルギー起源の間接的なGHG排出量を対象とした「算定報告書」(Ver.1.6)の検証業務を行った。

**対象事業場:** 申請者の本社事業場、国内・海外の連結事業場・事務所、及び申請者及びその連結事業場が管理する全ての外航船及び内航船(但し、貸し船は除く。)

**適用規格:** ① JIS Q 14064-1:2010 年版(ISO14064-1:2006 年版)  
② JIS Q 14064-3:2011 年版(ISO14064-3:2006 年版)(検証基準)

(準拠した排出量定量化の方法)

- ① 環境省「ASSET モニタリング報告ガイドライン」Ver.9.0(国内に於ける定量化の方法として選択)
- ② 東京都総量削減制度「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(2019年4月版)(都内事務所の排出量定量化の方法として選択)

**保証水準と重要性:** 合理的保証水準(重要性の閾値は全体排出量の5%)

2019年度のGHGインベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン(tCO <sub>2</sub> )
直接的な GHG の排出量(スコープ 1)	876,661.42
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ 2)	10,718.35
<b>合計 GHG 排出量</b>	<b>887,379</b>

**検証意見:** 当会は、申請者が算定報告書の「直接的な GHG の排出量」及び「エネルギー起源の間接的な GHG の排出量」は、国際規格 ISO14064-1:2006 を参照して作成されており、全ての重要な点に関して適正であると認める。

2021年5月25日

一般財団法人 日本海事協会

高野裕文

\*この検証声明書は、添付の検証声明書(本書)の要約であり、これらと同時に公表される場合にのみ有効です。





一般財団法人 日本海事協会

GHG Ref. No.: 102G

## 検証声明書

### 飯野海運株式会社 本社及び連結事業場

#### 検証業務の一般事項

この検証声明書は、飯野海運株式会社に対して発行されるものである。

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、飯野海運株式会社(本社所在地:東京都千代田区内幸町二丁目1番1号飯野ビルディング、以下「申請者」という)より、2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の算定報告書(温室効果ガス(GHG)インベントリ)の検証業務を委嘱された。

算定報告書(最終改訂版 Ver.1.6)は、直接的な GHG の排出量(スコープ1)及びエネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ2)に係わるものであり、その他の間接的な GHG の排出量(スコープ3)は対象外としている。

検証業務の範囲は、申請者の本社事業場、国内・海外の連結事業場・事務所、及び申請者及びその連結事業場が管理する全ての外航船及び内航船(但し、貸し船は除く。)からの排出量を対象としている。また、GHG 排出量の連結方法は「支配によるアプローチ」(Control Approach)とし、「経営支配力」(Operational Control)としている。

注:申請者の本社事業場には、申請者の連結事業場以外の企業もテナントとして入居している。これらの企業の排出量は、申請者が参加している東京都総量削減義務と排出量取引制度東京都制度に従って、ビル全体の一棟の建物として一括して算定されている。

適用活動境界は、上記事業場及び船舶内に於ける上記組織の事業活動に伴う直接的な CO<sub>2</sub> 排出量及びエネルギー起源の間接的な CO<sub>2</sub> 排出量とし、それ以外の GHG や NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、吸収源や貯蔵庫は対象外としている。

- 適用規格:**
- ① JIS Q 14064-1:2010 年版 (ISO14064-1:2006 年版)
  - ② JIS Q 14064-3:2011 年版 (ISO14064-3:2006 年版)(検証基準)

(準拠した排出量定量化の方法)

- ① 環境省「ASSET モニタリング報告ガイドライン」Ver.9.0 (国内に於ける定量化の方法として選択)
- ② 東京都総量削減制度「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(2019年4月版)(都内事務所の排出量定量化の方法として選択)

#### GHG データの管理責任

申請者は、算定報告書の作成と開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、算定報告書に対する検証業務を実施することである。算定報告書は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

## 検証手続

当会の検証は、「ISO14064-1:2006 組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引」の規定を参照して算定され、報告書に明記された GHG データについて、合理的保証を提供するために、「ISO14064-3:2006 温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引」に従って実施された。環境省 ASSET モニタリング報告ガイドライン Ver.9.0 及び東京都総量削減制度「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(2019年4月版)は、ISO14064-1 が要求する「定量化の方法」として選択されたもので、モニタリング方法や算定に係る部分のみが適用されている。

結論を得るために、当該検証業務はサンプリング手法を用いて、次の事項を含んで実施された。

- 申請者の本社事業場(東京都)におけるサイト訪問
- 上記サイトでの GHG 排出量データ・情報管理、報告書作成に係わる主な担当者へのインタビュー
- 算定報告書に含まれている GHG 排出量データ・情報の管理プロセスのレビュー
- 算定報告書に含まれている GHG 排出実績データ・情報について、本社事業場における集計と訪問したサイトで入手可能な情報源との整合の検証
- 外航船及び内航船の構造及び排出源データのレビュー
- BDN の QA/QC システム、給油時のダブルチェック体制のレビュー

## 保証水準と重要性

この検証声明書で表明された検証意見は、合理的保証水準に基づいて決定され、重要性の閾値として 5%と設定されている。

## 検証意見

上記の検証手続により、当会は意見表明の為の合理的な基礎を得たと判断しており、下の別表に要約された算定報告書の直接的な GHG の合計排出量及びエネルギー起源の間接的な GHG の排出量は、国際規格 ISO14064-1:2006 を参照して作成されており、全ての重要な点に関して適正であると認める。

## 改善推奨事項

- 全ての GHG 及びスコープ 3 排出量を対象としたモニタリング計画を開発されることが望まれます。
- 採用された二つの定量化方法の相違点について、その適用方法をより明確にマニュアルに記載することをお勧めします

2021年5月25日

一般財団法人 日本海事協会  
認証部  
主任検証員:

山本 謙一郎

別表：2019年度のGHGインベントリの要約

検証対象 GHG 排出量(スコープ)	トン (tCO <sub>2</sub> )
直接的な GHG の排出量(スコープ 1)	876,661.42
エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(スコープ 2)	10,718.35
合計 GHG 排出量	887,379

\*この保証声明書は、「算定報告書」(Ver.1.6)と共に公表される場合のみ有効です。

\*この保証声明書は、申請者の算定システム全般を審査対象としておりますが、算定システムの適切性を保証するものではありません。